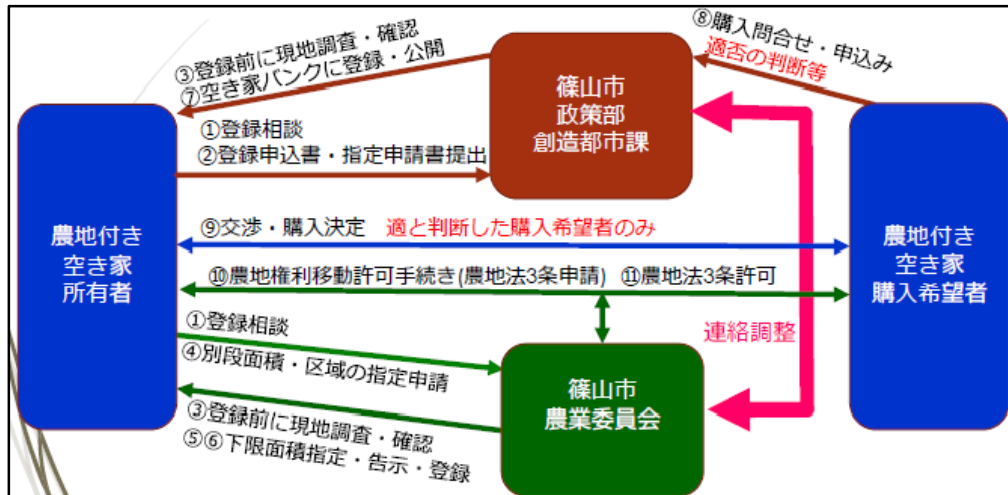


## 別段の面積(下限面積)と別段の区域指定の流れ



- ① 所有者が、政策部・農業委員会へ、空き家物件と物件に付随する遊休農地の登録相談
- ② 所有者が、政策部へ、「空き家バンク登録申込書、登録カード、別段面積及び区域の指定申請書(未確定分)」を提出 (提出前に地元農会長及び自治会長との協議・調整)  
 ※この時点では、法務局が発行する全部事項証明書、字限図・地籍図等は原本の添付は不要。
- ③ 政策部と農業委員会が、登録前に現地を調査確認
- ④ 所有者が、農業委員会へ、「別段面積及び区域の指定申請書(確定分)」を提出  
 ※この時点で、法務局が発行する全部事項証明書、字限図・地籍図等は原本の添付が必要。  
 (農業委員会定例会議で審議・議決)
- ⑤ 農業委員会が、指定申請農地を下限面積 1 m<sup>2</sup>区域に指定・告示(兵庫県農地調整室に報告)
- ⑥ 農業委員会が、1 m<sup>2</sup>区域に農地を登録
- ⑦ 政策部が、篠山市空き家バンクに「農地付き空き家物件」として登録・公開
- ⑧ 政策部が、購入希望者の問い合わせや申し込みへの相談対応・現地案内等(適否の判断等)
- ⑨ 当事者間又は登録業者の仲介で、物件の交渉(適と判断した購入希望者のみ、農地付き空き家物件の購入決定)
- ⑩ 農業委員会が、購入希望者の提出した農地の権利異動の許可手続き(農地法第3条申請)、(農業委員会定例会議で審議・議決)  
 ※この時点では、新規就農時の3条申請と同様に、法務局が発行する全部事項証明書、字限図・地籍図等は、原本のコピーで可。
- ⑪ 農業委員会が、購入希望者の農地取得決定(農地法第3条許可)
- ⑫ 購入希望者が所有権移転登記手続き(法務局)
- ⑬ 農業委員会が、所有権移転農地及び残売農地(地番)を1 m<sup>2</sup>区域から除外(農業委員会定例会議で審議・議決)

- ・ ①登録相談、②別段面積及び区域の指定申請書(未確定分)については、定例会議開催の前月の25日(9/22開催であれば8/25)を目途として相談・提出が必要。
- ・ ④の農業委員会定例会議での審議に係る「別段面積及び区域の指定申請書(確定分)」の提出は、定例会議開催の毎月5日(9/22開催であれば9/5)までに提出が必要。
- ⑩の農地の権利異動の許可手続き(農地法第3条申請)も同様。

## 別段面積及び区域の指定申請書

篠山市農業委員会  
会長 田 淵 清 彦 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

空き家バンク登録物件に附帯した下記の農地について、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積（1㎡）の指定を受けたいので申請します。

空き家の所在地： \_\_\_\_\_

空き家の所有者： \_\_\_\_\_

農地の所在			面積(㎡)	農地の所有者	売買等の条件などを記入
大字	小字	番地			

## 【連絡・照会先】

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

## 【誓約事項】

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積（1㎡）の指定を受けた後の売買については、空き家バンクに登録した空き家とセットで購入する者への売買にのみ適用されることを確認しています。対象者以外と売買を行う場合は、取り消しを受けても異議はありません。

【添付書類】 登記事項証明書 公図 位置図 現況写真

※下記の欄は農業委員会が聞き取りにより記入します。

(1) 登録した農地全筆を一括した売買等限る (2) 登録した農地の一部売買等でもよい

(1) 登録した農地は売買に限る。 (2) 登録した農地は賃貸に限る (3) どちらでも良い

## 別段面積及び区域の指定申請 添付書類・記入例等

### 【添付書類】

登記事項証明書	法務局が発行する全部事項証明書
字 限 図 ま た は 地 籍 図	次のいずれかのものを添付する。 (1) 法務局が発行する字限図又は地籍図  (2) 登記情報提供サービスで取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、下記の事項を記載し押印したもの。 （登記情報提供サービスの図面情報に相違ありません。） 平成 29 年 7 月 25 日 篠山市黒岡 1234 番地 5 篠山 太郎 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">篠山</span>
位 置 図	次のすべてのものを添付する。 (1) 1/25,000 程度の見取図。 (2) 1/3,000 程度の住宅地図など。
現況写真	申請地を表示し、少なくとも 2 方向から撮影したもの。

### 【指定できる条件】

空き家バンクに登録された空き家の所有者が所有する遊休農地で、以下の農地に該当しないこと。

- (1) 貸借権、地上権等が設定されている農地
- (2) 利用権が設定されている農地
- (3) 農地中間管理権が設定されている農地
- (4) 作業受委託契約がされている農地
- (5) 原則として多面的機能支払交付金事業や中山間地域直接支払交付金事業の対象となっている農地
- (6) 地域等が取り組む集団的営農活動に参加している農地

### 【注意事項】

- ・ 空き家バンクに登録された空き家を所有していることが条件となっています。農業委員会が政策部創造都市課へ登録情報を確認する場合がありますのでご了承ください。
- ・ 購入される方が空き家とセットで購入される場合に限り適用されます。農地のみで売買をする場合は指定を取り消しますので、申請書の誓約事項を確認してください。